

事業の内容・経緯（１１月１７日現在）

○第１次補正予算で事業創設【予算額２４２億円】

新型コロナウイルス感染症による需要の減少により、市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む農業者を支援

①次期作に前向きに取り組む農業者への支援

- ・新型コロナウイルス感染症の発生により売り上げが減少する等の影響を受けた高収益作物について、次期作に前向きに取り組む農業者に対し、資材購入や機械レンタル等を支援。【５万円/10a】
- ・新たな品種や新技術の導入等の取り組みを支援。【２万円/10a×取組数】

②厳選出荷に取り組む生産者への支援

- ・花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷する取り組みを支援。【定額支援：２,２００円/人日】

○第２次補正予算で運用改善を実施【予算額２４２億円＋予備費】

⇒施設花き等の交付単価を大幅に引き上げ【５万円/10a⇒施設花き等：８０万円/10a、施設果樹：２５万円/10a】

○１０月１２日に運用見直しを農林水産省生産局長名で通知【予算額２４２億円＋第３次補正予算】

⇒交付額の上限を各農業者の減収額以内に制限する等の大幅な変更

○１０月３０日に運用見直しに対する追加支援措置の公表【予算額２４２億円＋第３次補正予算】

⇒交付金を見込んで、機械や資材に既に投資を行った農業者に対し追加支援

○１１月１３日に実施要綱・要領改正（１１月１７日農林水産省説明会）

本市の対応

- ・これまで、市やＪＡ等で構成する地域農業再生協議会等を事業実施主体として、農業者の申請を支援
（１１月１７日現在概算：申請１,９００件、国から協議会等に直接交付）
- ・今回の運用見直し等について農業者からの申告書等を取りまとめ、１２月２５日までに国に提出予定。
- ・市では農業者に対して農作業機械の安全講習会や通常使用する農薬や肥料の購入等、新たなコストが生じない取組を選択するよう指導しており、今回の運用見直しにより新たなコストが生じた農業者は少ないと見込まれるが、今後も国の動向に注視しつつ、農業者に不利益が生じることがないように国への働きかけを行うとともに、関係機関と連携し、地域説明会や個別面談の実施など農業者に寄り添った対応を推進する。

～高収益作物次期作支援交付金のご案内～ (令和2年10月追加措置)

コロナ禍にあっても、機械や資材に既に投資を行うなど、積極的な取組を行った生産者の経営に影響が生じ取組の継続ができなくなることがないように、**10月の運用見直しにより、交付金が減額又は交付されなくなる生産者を対象として、本交付金を見込んで既に実施した機械等の投資に対し、減額分を上限として支援します。**

1 支援対象となる生産者

本交付金の10月の運用見直しにより、**交付予定額が減額又は交付されなくなる生産者**であって、かつ、事業開始（4月30日）から10月30日※¹までの間に、次期作に向けて、新たに機械・施設の整備や、資材等の購入又は発注を行った生産者

※1 本追加措置の公表日。

2 支援内容

(1) 機械・施設：機械・施設の取得費（定額※²）

(2) (1) 以外の取組（資材等）：掛かり増し経費※³（定額※²）

※² 補助額は、運用見直し前の交付予定額が上限（ただし、運用見直しにより、交付額が減額となった方は、その減額分が上限）となります。

※³ 新たな資材の購入費のほか、新たに地域でまとまって取り組む資材等の経費、通常使用している資材の使用量の増加分等が対象となります。

追加措置の対象となる取組の例

①機械・施設の取得費

・機械の新たな取得費

・設備や施設の整備費

②資材等の取組の掛かり増し経費

・新たな資材の購入経費

(例) 従来使用しない肥料や土壌改良資材の購入、優良な種苗の購入・更新など

・新たに地域でまとまって取り組む資材等の経費

(交付金を契機として、産地として推進している取組に係る推奨資材等)

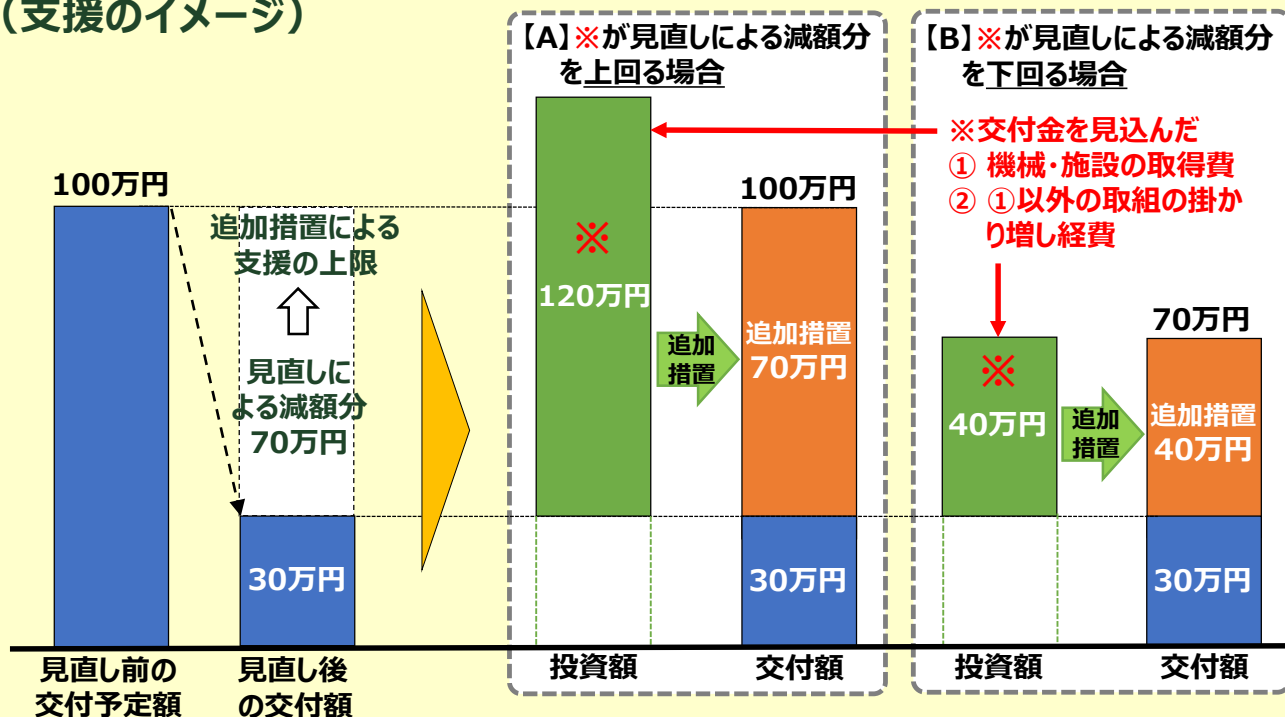
(例)

- ・品質のバラツキの解消のため、地域でまとまって特定の肥料を利用
- ・産地で決めた優良品種の種苗への切り換え
- ・土壌分析に基づき導入した土壌改良資材の利用

・通常使っている資材の使用量の増加分の経費

(例) 品質向上のための肥料の施用量の増加分

(支援のイメージ)



Q&A

(質問) 追加措置の支援を受ける場合でも、申告書の提出が必要になりますか。

(答) 追加措置に係る投資額が「運用見直し前の交付予定額」を上回った場合、「運用見直し前の交付予定額」どおりの支払いとなることから、申告書（減収額の計算など）の提出は不要となります。

(質問) 追加措置の申請に必要な書類はいつまでに提出すれば良いのですか。

(答) 農業者の皆様から事業実施主体（地域再生協議会、J A等）への書類の提出期限は、事業実施主体ごとに決められますので、ご確認ください。

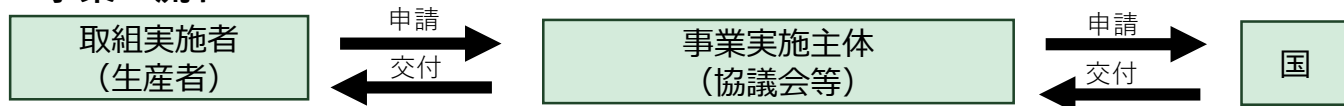
(事業実施主体への皆様へ)

農業者の皆様から書類の提出を受け、その内容を反映した事業実施計画書等を12月25日（金）までに地方農政局等へ提出願います。

※ その他のQ & Aは、農林水産省のウェブページに掲載いたします。



< 事業の流れ >



本事業に関する問い合わせ先

農林水産省 生産局 園芸作物課 ☎03-6738-7423

北海道農政事務所 生産支援課 ☎011-330-8807

東北農政局 生産部 園芸特産課 ☎022-221-6193

関東農政局 生産部 園芸特産課 ☎048-740-0434

北陸農政局 生産部 園芸特産課 ☎076-232-4314

東海農政局 生産部 園芸特産課

近畿農政局 生産部 園芸特産課

中国四国農政局 生産部 園芸特産課

九州農政局 生産部 園芸特産課

沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課

☎052-223-4624

☎075-414-9023

☎086-224-4511

☎096-300-6253

☎098-866-1653

<対策のポイント>

新型コロナウイルスの影響による需要の減少により市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要促進につなげます。また、施設園芸用の単価を新たに設定するとともに、厳選出荷に取り組む生産者の支援を追加する運用改善を行いました。

<政策目標>

野菜・花き等高収益作物について、新型コロナウイルス収束後に向けた生産体制の強化

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 次期作に前向きに取り組む生産者への支援

- 次期作に前向きに取り組む野菜・花き・果樹・茶等、高収益作物の生産者に対し、**種苗等の資材購入や機械レンタル**等を支援します。
【定額支援：10a当たり5万円】※1

また、高集約型経営である施設園芸については、**交付単価を新たに設定**します。

施設花き等：10a当たり80万円
施設果樹：10a当たり25万円

- **新たな品種や新技術の導入等**の取組を支援します。
【定額支援：10a当たり2万円×取組数】※2

2. 厳選出荷に取り組む生産者への支援

- **花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷する取組**を支援します。
【定額支援：1人・1日当たり2,200円】

※1、※2は、中山間地域等では支援単価を1割加算

※ 政府の用意するセーフティネットへの加入を検討する生産者を支援

【取組例】

- ・生産・流通コストの削減に要する経費
- ・種苗、肥料、農薬等の資材費
- ・土壌改良資材の投入に要する経費
- ・灌水装置や換気扇の導入に要する経費
- ・作業環境の改善に資する経費 等



被覆資材の導入

【取組例】

- ・新たに直販等を行うためのHP等の環境整備
- ・新品種・新技術の導入等
- ・海外の残留農薬基準への対応、有機農業やGAP等の取組 等



新品種導入試験

【取組内容】

- ・産地の取り決めに基づき、
まとまって高品質な花き等を出荷



芽かき・摘花等の徹底

新たな需要に対応した生産強化

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（野菜等関係）生産局園芸作物課（03-6738-7423）

（花き関係）生産局園芸作物課（03-6738-6162）

（茶関係）生産局地域対策官（03-6744-2117）